

島ヶ原地域まちづくり基本計画

しまがはら輝きプランⅢ

(平成29年度～平成33年度)

(2017年度～2021年度)



島ヶ原地域まちづくり協議会ロゴマーク

島ヶ原地域まちづくり協議会

はじめに

島ヶ原地域まちづくり協議会では、島ヶ原地域まちづくり基本計画として策定した「しまがはら輝きプランⅡ」に基づき、運営委員会による協議と各実行委員会（部会）による企画・運営により、まちづくりのための各種事業を実施してまいりました。

「しまがはら輝きプランⅡ」は平成23年度から平成27年度までの5年間の基本計画であり、平成28年度からの新たな5年間の基本計画の策定に向け、平成28年度から実行委員会及び専門委員会において「しまがはら輝きプランⅡ」の総括と「しまがはら輝きプランⅢ」の策定のための協議を重ねる中で、伊賀市自治基本条例の平成24年7月の改正により「住民の自治活動への参加義務」が明記され、「住民自治協議会の権能」の項目も新設されたことへの対応と、平成29年1月に策定された「第2次伊賀市総合計画」及び平成29年度から平成32年度までの「第2次伊賀市総合計画・第2次再生計画」が平成29年12月に策定されたことへの対応の必要が生じました。

このことから、島ヶ原地域まちづくり協議会では、「しまがはら輝きプランⅢ」を平成29年度から平成33年度までの基本計画に変更した上で、更に実行委員会及び専門委員会において協議を重ね、平成30年4月23日開催の平成29年度第11回運営委員会において「しまがはら輝きプランⅢ（案）」の定期総会への提案を決定し、平成30年5月26日開催の島ヶ原地域まちづくり協議会平成30年度定期総会で「しまがはら輝きプランⅢ」が承認されました。

これらの経過のもと、島ヶ原地域の住民の皆様及び各種団体の皆様方に対し、平成29年度から平成33年度までの島ヶ原地域まちづくり基本計画「しまがはら輝きプランⅢ」を、本書をもって報告いたします。

なお、平成28年度及び29年度における島ヶ原地域のまちづくりに関する企画及び運営については、「しまがはら輝きプランⅡ」と、検討段階での「しまがはら輝きプランⅢ（案）」に基づいて実施したことを併せて報告いたします。

平成30年5月

島ヶ原地域まちづくり協議会平成29年度運営委員会

役員会	島井不二雄・風隼 宗昭・西中 敏・北畑 和則・菅山 善久 山菅 善文・森嶋 久伸
事務局	山菅 善文・森嶋 久伸
区長委員会	花本 浅美・増永 秀美・松田 泰幸・菅山 勇二・菅山 善久 秦 俊司・松永 光久・富田 榮三
部会長	山菅 善宣(広報宣伝)・風隼 宗昭(健康福祉)・西中 敏(安全防災) 川口 文克(文教人権)・南出 藤作(産業生活)・藪中 雅晴(ｽｰｯ振興)
運営委員	松永 久典・市川 岳人

目 次

はじめに

I	島ヶ原地域の特性及び人口動態と課題	2
II	島ヶ原地域まちづくりの目標（各分野別まちづくりの目標）	4
III	各分野別まちづくりの目標・基本方針、現状課題、各種施策	
1	自治・基盤整備分野	5
2	福祉健康分野	8
3	産業生活分野	11
4	安全防災分野	14
5	文教人権・スポーツ振興分野	17
IV	参考資料1	
1	島ヶ原地域まちづくり協議会規約	20
2	島ヶ原地域まちづくり協議会役員選出規程	25
2	島ヶ原地域まちづくり協議会の組織及び構成員	26
V	参考資料2	
1	伊賀市市民憲章・各種都市宣言	28
2	伊賀市自治基本条例（抜粋）	30

表紙ロゴマーク

島ヶ原の「島」の字をもとに、キジ・川・山などの自然を取り入れ、それらを囲むように、人間の手、つまり、私たち人間も自然の一部という意味で表現しています。また、手の色は、いつかは帰るであろう土の色を表現しています。

（製作：田槇 奈緒 さん）

1 島ヶ原地域の特性及び人口動態と課題

1 島ヶ原地域の特性

島ヶ原地域は東西約3.8km、南北約6.9kmの22.95km²と狭小な地域ではあるが、北で滋賀県甲賀市、西で京都府南山城村、南西では奈良県奈良市に隣接し、地域の中央にJR関西本線島ヶ原駅が設置されていることから、伊賀市における西の玄関口となっています。

地域の中央には木津川が横断し、北部に笠置山系を背負い、南部を緩やかな丘陵に囲まれた集落であることから、奈良朝時代には「和銅の道」が開設され、東大寺の荘園として農耕と仏教で栄えました。中世以降では「鎌倉街道」と「大和街道」が地域の中心に設置され、宿場町としても栄えたことから、豊かな自然と歴史的遺蹟や伝統文化が伝承される地域となっています。

島ヶ原地域は古くから集落の集合体を形成し、明治22年の町村制施行で島ヶ原村となり、約116年間の1字(あざ)1村の自治が行われてきましたが、平成16年の市町村合併により「伊賀市」の一員となりました。

島ヶ原地域では、関西本線の設置により関西方面への通勤者が多く、勤め人及びその家族による兼業農家が多数を占めたことにより、昭和28年に地域全体を襲った山津波災害の復旧工事以外に農地の整備が進まず、棚田を含む不整形かつ狭小な農地で自然との共生による農業が引き継がれています。

2 島ヶ原地域の人口動態と課題

島ヶ原地域における人口動態は、太平洋戦争後には約3,800人にも達していましたが、平成29年9月30日現在では2,215人まで減少しています。総務省の国勢調査各年の年齢別等の詳細な統計による人口の推移は、次頁の「島ヶ原地域における人口の推移」のとおりとなっています。

昭和55年10月1日の調査では、人口2,989人、65歳以上の人口割合を示す高齢化率が全国平均9.1%、伊賀市14.5%のところ15.89%であったが、平成27年9月30日の調査では、人口2,230人、全国平均26.6%、伊賀市30.5%の高齢化率が43.22%と、全国平均はもちろん伊賀市の平均を大きく上回る数値となっています。更に統計の推移による推計では、2020年には人口1,876人で高齢化率48.05%、2025年では人口が1,599人で高齢化率52.53%と予想されています。

以上の人口動態から、島ヶ原地域における急速な少子高齢化と人口減少に対応した地域の取組みが喫緊の課題となっています。

具体的には、高齢化による福祉・医療及び交通手段の改善のための取組み、就農者の減少による遊休農地の解消と自然環境保持の取組み、増加する空き家の有効活用の取組みも必要となっています。また、小中一体校舎であることから小中連携授業等が取り組まれているようですが、少子化による児童・生徒の減少により、小学校及び中学校の存続問題も喫緊の課題となっています。

なお、平成30年9月30日現在においても平成27年9月30日現在の人口数として推計された人口を上回っており、これは、IターンやUターンによる転入者が影響しているものであり、「住みたい」「住んでよかった」「住み続けたい」まちづくりを目標とした各種事業の取組みの強化が必要です。

島ヶ原地域における人口の推移

地域内総人口

1960/10/1 昭和35/10/1	1970/10/1 昭和45/10/1	1980/10/1 昭和55/10/1	1990/10/1 平成2/10/1	1995/10/1 平成7/10/1	2000/10/1 平成12/10/1	2005/9/30 平成17/9/30	2010/9/30 平成22/9/30	2015/9/30 平成27/9/30	2017/9/30 平成29/9/30	2020/9/30	2025/9/30
3,385	3,079	2,989	3,012	2,934	2,752	2,794	2,520	2,230	2,215	—	1,599
(1980年全国1170.6万人、伊賀市95,582人 2015年全国12709.5万人、伊賀市94,847人)											

内訳＝年少人口(15歳未満の人口)

1960/10/1 昭和35/10/1	1970/10/1 昭和45/10/1	1980/10/1 昭和55/10/1	1990/10/1 平成2/10/1	1995/10/1 平成7/10/1	2000/10/1 平成12/10/1	2005/9/30 平成17/9/30	2010/9/30 平成22/9/30	2015/9/30 平成27/9/30	2017/9/30 平成29/9/30	2020/9/30	2025/9/30
894	542	496	463	388	291	280	235	202	—	—	42
(1980年全国2750.7万人、伊賀市1,8207人 2015年全国1588.7万人、伊賀市10,763人)											

内訳＝生産年齢人口(15歳～64歳の人口)

1960/10/1 昭和35/10/1	1970/10/1 昭和45/10/1	1980/10/1 昭和55/10/1	1990/10/1 平成2/10/1	1995/10/1 平成7/10/1	2000/10/1 平成12/10/1	2005/9/30 平成17/9/30	2010/9/30 平成22/9/30	2015/9/30 平成27/9/30	2017/9/30 平成29/9/30	2020/9/30	2025/9/30
2,155	2,119	2,018	1,946	1,831	1,623	1,588	1,327	1,064	—	—	717
(1980年全国7883.5万人、伊賀市63,525人 2015年全国7628.9万人、伊賀市51,131人)											

内訳＝老人人口(65歳以上の人口) ※ 下段高齢化率(%)

1960/10/1 昭和35/10/1	1970/10/1 昭和45/10/1	1980/10/1 昭和55/10/1	1990/10/1 平成2/10/1	1995/10/1 平成7/10/1	2000/10/1 平成12/10/1	2005/9/30 平成17/9/30	2010/9/30 平成22/9/30	2015/9/30 平成27/9/30	2017/9/30 平成29/9/30	2020/9/30	2025/9/30
336	418	475	603	715	838	926	958	964	981	—	—
9.92	13.57	15.89	20.01	24.36	30.45	33	38	43.22	44.28	48.05	52.53
(1980年全国1064.7万人(9.1%)、伊賀市13,849人(14.5%) 2015年全国3346.5万人(26.6%)、伊賀市28,919人(30.5%))											

内訳＝高齢者人口(老人人口のうち75歳以上の人口)

1960/10/1 昭和35/10/1	1970/10/1 昭和45/10/1	1980/10/1 昭和55/10/1	1990/10/1 平成2/10/1	1995/10/1 平成7/10/1	2000/10/1 平成12/10/1	2005/9/30 平成17/9/30	2010/9/30 平成22/9/30	2015/9/30 平成27/9/30	2017/9/30 平成29/9/30	2020/9/30	2025/9/30
103	149	211	241	274	362	469	548	537	—	—	498
統計推移による推計											

総世帯数(住民基本台帳十外国人登録者数)

1960/10/1 昭和35/10/1	1970/10/1 昭和45/10/1	1980/10/1 昭和55/10/1	1990/10/1 平成2/10/1	1995/10/1 平成7/10/1	2000/10/1 平成12/10/1	2005/9/30 平成17/9/30	2010/9/30 平成22/9/30	2015/9/30 平成27/9/30	2017/9/30 平成29/9/30	2020/9/30	2025/9/30
723	712	737	781	802	792	852	813	725	—	—	—
統計推移による推計											

備考1 資料中は、総務省統計局国勢調査報告による。なお平成17年以降の数値は住民基本台帳による人数に外国人登録者数を加えた数字となっている。

備考2 平成27年以降の「推計による数値」は、2000年～2010年の各国勢調査の小地域人口統計から一定の方式により推計した数値である。

II 島ヶ原地域まちづくりの目標(各分野別まちづくりの目標)

「自然といのち」「地域で培われた文化と歴史」を大切に
「住みたい」「住んでよかった」「住み続けたい」まちづくり

私たち島ヶ原地域の住民が主体となり、地域の自立と住民参加による協働(連携・協力)により、豊かな生活環境及び住民の安全安心と福祉の増進に必要な事業を進めることにより、「住みたい」「住んでよかった」「住み続けたい」まちづくりを目指します。

各分野別まちづくり目標

【自治・基盤整備分野】

自分の役割を大切に

自主的に参加し 住民が主体の住みよいまちづくり

【福祉健康分野】

お互いの絆を大切に

健康と友愛ふれあいのまちづくり

【産業生活分野】

自然を大切に

生活と産業がいきづく美しいまちづくり

【安全防災分野】

急速に進む人口減少と高齢化に対応し

地域住民の安全、安心な生活環境の確保

【文教人権・スポーツ振興分野】

地域の文化・歴史・自然を大切にし

ひとり一人の人権尊重と 元気で心が通うまちづくり

自治・基盤整備分野

自治・基盤整備分野のまちづくりの目標

～自分の役割を大切に 自主的に参加し 住民が主体の住みよいまちづくり～

まちづくり基本計画

伊賀市住民自治基本条例が目指す①「『市民』が主体となり地域の個性が生きた自治の形成」②「持続可能な共生地域の形成」③「交流と連携による創造的な地域の形成」を基本理念として、全ての地域住民が、自分にあった役割で、自主的に参画する市民が主体のまちづくりにより、生活環境・公共施設・教育環境の整備に取り組み、島ヶ原地域を「住みたい」「住んでよかった」「住み続けたい」地域としてのまちづくりを目指します。

現状と課題

まちづくり協議会の運営は、区(自治会)が中心的な役割を担う運営委員会での協議により、各実行委員会(部会=広報宣伝・健康福祉・安全防災・産業生活・文教人権・スポーツ振興)が各種事業を実施していますが、女性は地域活動への参加を躊躇するという地域の特性や、社会の就業年齢(退職年齢)の高齢化に伴う会員(実行委員登録者)の減少と高齢化が島ヶ原地域まちづくり協議会の大きな課題となっています。

自分たちの力で住みよいまちをつくるという意識の醸成に向けた啓発活動を充実するとともに、まちづくり協議会の事業や運営方法等について、役員や運営委員の負担を軽く、会員が気楽に参加できるための省力化、効率化をするための見直しを行う必要があります。

島ヶ原地域の生活基盤及び生活環境の改善対象として、道路・河川の整備、約50戸に増加した空き家と空き地の活用、公共廃止された公有施設・公有地の活用、荒廃が進む休耕地・里山の景観回復など多くの課題が山積しています。これらの課題について、まちづくり協議会として取り組むことが、「住みたい」「住んでよかった」「住み続けたい」島ヶ原地域の実現につながるものとして、地域住民の皆様とともに積極的に取り組んでいく必要があります。

島ヶ原地域においては、伊賀市内では例のない小中一体校舎により小中連携授業や合同運動会が実施されており、9年間にわたる生徒・児童の学校生活が、地域の子供たちの絆づくりに大きな役割を果たしています。しかし、近年の少子化・就労者層の他地域への転出による生徒・児童の減少から、クラブ活動も限定され、球技クラブによっては他校との連合チームとなることを余儀なくされる状況となっています。反面、空き家バンクの移住希望登録者には島ヶ原の小中連携教育に興味を持ち島ヶ原地域への移住を希望されているご家族も多く、現在の小中連携教育の存続と、さらには小中一貫校への発展も視野に入れた島ヶ原地域の児童・生徒の将来像を考えることも重要な課題となっています。

各種施策(別紙のとおり)

自治・基盤整備分野各種施策一覧表

目標	基本方針		事業主旨	事業内容・事業主体		実施時期		備考
	事業名	地域(住民)		協働	行政	短期	長期	
自分の役割を大切に 自主的に参加し 住民が主体の住みよいまちづくり	まちづくり協議会の運営	まちづくり協議会組織体制の充実と運営	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の定期開催による情報の共有と事業の把握 ・役員会と行政(島ヶ原支所)との情報交換の定期実施 ・役員・地区(区長)・実行部会長及び実行委員の一部で構成する運営委員会による事業の推進と情報の共有 ・専門委員会による新たな方針及び専門的業務の検討と新たな方針の提案 		情報交換	○	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事業の広報と参加の呼びかけによる会員拡大 ・組織体制への地域内各種団体及び企業等の参加 ・青壮年層住民の会員及び女性会員の加入促進 ・各種研修会・学習会の開催による人材の育成 			○	○		
まちづくり協議会の運営	まちづくり協議会の運営	各種団体の参画及び幅広い年齢層と女性の参加拡大による組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象とした各種研修会・学習会及び体験会等の開催による人材育成 ・中学・高校生を含めた地域の青少年層への各種イベント・交流会等への参加要請によりボランティア活動参加意識の高揚を図る ・役員業務・部会役員業務の多人数での担当体制等への変換により各業務の負担軽減と人材育成を図る 			○	○	
		協議会組織の継続・強化へ向けた人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の管理受託及び公共業務の運営受託 ・指定ゴミ袋販売など自主財源確保のための事業拡大 ・空家財整理支援・空家活用・遊休農地活用事業・地域特産品開発等による自主財源確保事業の推進 		業務監督	○	○	
まちづくり協議会の事業	まちづくり協議会の事業	まちづくり協議会事業の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・新春賀詞交歓会など協議会主体のイベントの開催 ・夏まつり・竹灯りの宴等イベントの省力化の検討・実施 ・実行委員会(各部会)の企画・運営による各種事業実施 			○		
		広報宣伝及び情報収集活動	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会方針及び事業の広報誌による住民への広報 ・協議会事業及び地域情報のインターネット等での広報 ・アンケート実施等による地域住民の意見収集 ・伊賀市行政情報・他自治協情報及び他地域での事業の情報等の収集 			○	○	

自治・基盤整備分野各種施策一覧表

目標	基本方針		事業主旨		事業内容・事業主体			実施時期		備考
	事業名	事業主旨	地域(住民)	協働	行政	短期	長期			
自分の役割を大切に 自主的に参加し 住民が主体の住みよいまちづくり	鳥ヶ原地域の環境基盤づくり									
	地域環境改善事業	道路及び河川の整備 地域の自然環境保持及び改善	<ul style="list-style-type: none"> 県道観音寺線の改修と通学路整備の要請行動 災害防止を目的とした河川堆積土搬出工事の要請 瓦礫・工業廃棄物等を含む残土の地域への搬入阻止 公共工事の残土理立て等と連携した荒廃地の改善 	各区	連携 主管業務 連携	○	○			
	生活環境改善事業	空き家の解消 休耕農地・里山の荒廃防止 高齢化に対応した交通・通信手段の改善	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の有効活用の検討と移住希望者への支援 特定空家(倒壊危険家屋)の監視と取壊し要請の支援 地域及び周辺地域と連携した獣害対策の充実 休耕農地の荒廃防止と再利用へ向けた検討 地域内交通の充実に関する住民の意向調査 公共交通網改善策への参画 老朽化した防災放送設備の代替設備整備の要請 	各区	連携 主管業務 連携	○	○			
	公共施設活用事業	公共施設及び公有施設の有効活用 公共交通網及び通信設備機能の改善	<ul style="list-style-type: none"> 公民館・市民センターの利用促進の検討 JR鳥ヶ原駅の地域コミュニティ施設利用等の検討 公共交通網改善策への参画 老朽化した地域内防災放送設備の代替設備の検討 	社協・JR 島老連	○	○				
公有施設活用事業	公有施設の有効活用 公有土地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 鳥ヶ原温泉(健康棟)の市民健康施設機能回復の要請 旧鳥ヶ原役場木造建物の保存の要請と有効活用 旧鳥ヶ原中学校運動場の有効活用の検討・提案 	各区 (財)郷公社 観光振興会	主管業務 連携 主管業務 連携	○	○				
鳥ヶ原地域における保育・学校教育環境の確保										
学校教育体制の検討	保育所・小・中学校の児童生徒の増加 小・中学校の在り方に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域を含めた保育所児童数の増加と保育所存続へ向けた要請活動 タウンやウイターンによる小・中学校児童・生徒の増加へ向けた取り組み 小中一貫校に関する情報収集 鳥ヶ原小・中学校の小中一貫校への可能性の検討 	小中学校 小中PTA 小中学校 市教委	主管業務 資料提供	○	○				
教育環境の改善	通学環境の改善 校外学習環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> 安全な通学路の確保 スクールバス(行政バス)運行の改善の検討 放課後学級の充実 児童・生徒の校外学習環境の整備 	市教委 小中学校 小中学校 小中PTA	連携 支援	○	○				

福祉健康分野

福祉健康分野のまちづくりの目標

～お互いの絆を大切に、健康と友愛ふれあいのまちづくり～

まちづくり基本計画

高齢化が進む地域にあって、人と人との絆が失われつつある今日、生活のしづらさを抱えるひとり暮らしや老夫婦世帯が増えるなか、仲間同士がお互いに支え合い助け合いの促進として構築を進めてきた福祉協力員制度を充実させるとともに、地域の住民が自由に参加できる学習会・講演会・健康体操教室・交流会等を開催し、健康と友愛のまちづくりに努めます。

また、喫緊の課題として、地域福祉の重要な拠点である旧老人福祉センター「清流」の有効活用、及び買い物や医療機関への通院に欠かせない行政バスのきめ細かな運行について、島ヶ原地域住民の意向を確認しながら、その実現に努めます。

現状と課題

島ヶ原地域では、平成12年の人口が2,752人・高齢化率30%であったところ、平成27年では人口2,200人・高齢化率43%になり、国勢調査結果による地域の年齢構成から判断した推計では、平成37年には人口1,600人・高齢化率52.5%と、更なる少子高齢化が推定されています。このような推計の中で、少子高齢化に伴う一人暮らしの高齢者と高齢者のみの世帯に対応したまちづくりが島ヶ原地域の最も重要な課題となっています。

島ヶ原地域まちづくり協議会では、人口の減少を少しでも食い止めるための「住みやすく住みたい 住み続けたい」まちづくりを進めるとともに、高齢者の健康と暮らしやすく楽しい生活を確保するため、あらゆる方策を実施するとともに、地域内の各地区の住民が主体となった近隣相互の助け合いと、見守り体制の確立、及びこれらに対する支援の充実のための方策を進める必要があります。

島ヶ原地域において、島ヶ原村の時代から「福祉事業の拠点」として設置された「島ヶ原老人福祉センター『清流』」が平成28年3月をもって廃止され、一般財産とされましたが、「清流」は島ヶ原地域の福祉の拠点であり、地域に無くてはならない施設であることを再認識し、今後も「清流」を島ヶ原地域における福祉事業の拠点として存続するため、可能な範囲で伊賀市社会福祉協議会による「清流」におけるデイサービス等の事業の継続を求めるとともに、伊賀市社会福祉協議会の事業以外でも地域住民の福祉事業の拠点としての利活用を推進していく必要があります。

各種施策(別紙のとおり)

健康福祉分野各種施策一覧表

目標	基本方針		事業主旨		事業内容・事業主体			実施時期		備考							
	事業名		地域（住民）		協働			短期	長期								
	ふれあい、福祉の推進																
	ふれあい交流事業		世代間等の交流促進		<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいいきいきサロンの充実 ・ふれあい農園体験への参画 ・世代間ふれあい交流への参画 			社協 島老連 民生児童		○	○						
								敬老の日のふれあい		<ul style="list-style-type: none"> ・敬老福祉大会開催への参画 			島老連		○	○	
													児童生徒の見守り		<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の児童生徒への声かけ、見守り 		
	福祉友愛事業		旧老人福祉センター「清流」の有効活用と 地域住民による利用促進		<ul style="list-style-type: none"> ・憩いのスペースとしてのワンコインカフェの常設 ・料理教室・健康教室等での空き室の利用促進 ・同好会・サークル活動等による空き室の利用促進 ・いきいきサロン、軽食提供等での空き室活用の推進 			社協 民生児童		○							
								配食サービスへの支援		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の配食サービス利用促進 ・配食サービスのボランティア活動団体への支援 			社協 島老連 ボランティア協				
													買い物・通院等の移送手段の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・買い物・通院等の移送手段確保へ向けた意向調査 ・買い物・通院等の移送手段としての行政バス運行拡 大 ・地域住民による移送手段支援ボランティア可能性の検討 ・買い物・通院等の移送手段確保 		
お互いの絆を大切に 健康と友愛ふれあいまちづくり																	

健康福祉分野各種施策一覧表

目標	基本方針		事業主旨		事業内容・事業主体			実施時期		備考						
	事業名		地域（住民）		協働			行政	短期		中期	長期				
	助け合いネットワーク、絆づくり、健康づくり															
	助け合いネットワーク 事業		地域住民間での連帯感の共有		<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動の促進 ・見守り・声かけによる激励 ・認知サポーター制度への取り組み 			支援								
								独居老人・高齢者世帯に対する見守りと生活支援		<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人や高齢者世帯への見守り及び声かけ ・独居老人や高齢者世帯への買い物・ゴミ出し支援 			支援	○	○	○
													災害時の助け合い（自働・共助・共助・支援）		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の安否の相互確認体制の充実 ・災害時の避難支援体制による相互支援 ・避難所への移動における相互支援 ・避難所での相互支援 	
								住民の健康増進へ向けた学習会等		<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり学習会・講演会等の開催 ・高齢者対象の介護予防・老化防止等の学習会の開催 						
	健康づくり推進事業		住民の健康づくり			<ul style="list-style-type: none"> ・住民の体力測定と健康体操教室の開催 ・高齢者向けの体操（介護予防ハンション）の体験会開催 ・全世代向け健康ウォーキングの開催 ・スポーツフェスティバルでの健康づくり機会の設定 							○	○	○	
									お互いの絆を大切に 健康と友愛ふれあいまちづくり							

産業生活分野

産業生活分野のまちづくりの目標

～自然を大切に 生活と産業がいきづく美しいまちづくり～

まちづくり基本計画

島ヶ原地域住民や各種団体との協働で自然環境の保全と美化活動に取り組み、生活環境の改善及び地域内観光資源の保全と改善策を検討・実施する中で、観光目的の産業振興をめざした地域に適した特産品の開発を含め、地域産業の振興に取り組みます。

伝統的行事や各種イベントでは地域内住民間の交流の場として、さらに地域外からの来訪者との交流の場としても充実を図ります。さらには地域内に存在する多くの空き家の活用へ向けた家財整理の支援事業、移住希望者へのサポート、空き家を活用しての滞在型宿泊制度の模索など地域内でのふれあい・交流事業の推進、及び休耕地を主とした空き地の有効活用に取り組みます。

現状と課題

島ヶ原地域の63%は森林であり、さらに農耕地についても狭小圃場や湿田が多く、農業従事者の高齢化と所有者の地域外居住、さらには鳥獣害の拡大により、何百年にわたり開墾され維持されてきた農地が休耕地から荒廃地へと急速な変貌を遂げ、ごみの不法投棄や有害物質の疑いのある埋立事業等も行われ、自然環境の保全さえ困難な状況となっています。島ヶ原の美しい自然環境を回復し保全するためには、地域を挙げての不法投棄の監視、ごみ拾い美化運動への参加等による環境保全意識の醸成が必要であるとともに、荒廃地となった休耕地の環境改善及び有効活用については、草刈り保全や植林のほか、河川浚渫や新規公共事業による建設等の安全な土壌による埋め立ても積極的に受け入れ、自然環境の改善及び保全にも取り組む必要があります。

島ヶ原地域の産業については、農業では狭小農地と獣害及び高齢化による後継者不足のための離農が進み、商工業についても車社会の進行と大型店舗の進出による地域での需要の縮小と後継者不足により、年々縮小する状況にあります。農業では休耕地の活用・共同作業による効率化および地域に適した特産品の創出による青年層の専業農業従事や、高齢者でも可能な農業の方策も考えられることから、休耕地の活用と地域に適した特産品の創出に積極的に取り組む必要があります。また、商工業についても、地域に適した事業としての需要の拡大や、地域観光や(財)しまがはら郷づくり公社(島ヶ原温泉)との連携による振興を模索する必要があります。

島ヶ原地域まちづくり協議会では、地域ふれあい・交流事業として「夏まつり」「竹灯りの宴」「スポーツフェスティバル」「文化作品まつり」の各イベントを開催し、地域の伝統行事として「正月堂修正会」や「鶺宮神社秋祭り」等がありますが、これらのイベントに積極的に取り組むとともに、移住希望者サポートや空き家を活用しての滞在型宿泊制度等にも積極的に取り組む必要があります。

各種施策（別紙のとおり）

産業生活分野各種施策一覽表

目標	基本方針		事業主旨		事業内容・事業主体		実施時期		備考
	事業名		地域(住民)		協働		短期	長期	
自然を大切に	地域産業の振興と地域特産品の開発								
	地域産業振興事業	遊休農地の活用	行政・農業委員会と連携して遊休農地の現状確認 ・遊休農地の再利用の促進(里道整備・草刈・埋立等) ・有害動物の種に対応した獣害駆除対策の研究の推進 ・地域特産農作物の栽培及び加工の研究及び試作	各区 農業委員 (財)郷公社 農協	連携	〇	〇	〇	
既存産業連携事業	獣害対策と捕獲有害動物の有効活用	地域内及び周辺地域と連携した獣害対策の推進 ・捕獲害獣による地域特産品開発の推進	農協 狩猟会			〇	〇		
		商工会・観光振興会と連携した地域の活性化対策	・地域主催のイベントで商工会・観光振興会と相互支援	観光協会 商工会		〇	〇		
		(財)しまがはら郷づくり公社への支援及び連携	・島ヶ原温泉「やぶつちやの湯」の存続へ向けた(財)しまがはら郷づくり公社による運営の支援	(財)郷公社		〇	〇		
生活環境の改善及び活用									
地域環境美化事業	自然環境の保全と景観美化	地域の動植物生態系の調査観察会・学習会の開催 ・地域内要所での景観植物の植栽への企画及び管理	学識経験者 各区			〇	〇		
	ごみ減量と分別推進	減量アイデア・資源活用策・啓発ポスター等の募集 ・講演会・懇談会の開催及びリサイクル工場の見学	小中学校 学識経験者	支援		〇	〇		
葬祭慣例改善の推進	不法投棄監視と啓発	ごみ拾い美化運動の実施、環境監視パトロールの実施 ・産業廃棄物等有害物質を含む土砂埋立事業の阻止		連携		〇	〇		
	葬祭改善規約の徹底	葬祭改善規約の遵守 ・社会・経済情勢の変化に伴う葬祭改善規約見直し実施	各区	支援		〇	〇		
空き家・空き地対策事業	地域内空き家と空き地の把握	地域内空き家の存在と所有者の意向確認 ・地域内空き地の存在確認と管理状況の確認	空家バンク	連携 資料提供		〇	〇		
	空き家の有効活用	空き家の所有者の確認と空家バンク登録意思の確認 ・空き家の家財整理・家財廃棄作業の支援 ・空家バンク移住希望者の家屋内覧の支援 ・空き家の地域コミュニティ施設としての利用の検討	各区	資料提供		〇	〇		
	空き地の有効活用と管理	空き地所有者の管理支援と地域利用可能性の検討	各区	資料提供		〇	〇		
	移住希望者への対応	移住希望者への地域の生活環境・近隣交流関係等についてのサポート ・移住者への生活サポート	各区・組 空家バンク 民生児童			〇	〇		

産業生活分野各種施策一覧表

目標	事業主旨		事業内容・事業主体		実施時期		備考	
	基本方針	事業名	地域(住民)	協働	行政	短期		中期
自然環境保全の対策と自然環境保全意識の啓発								
自然を大切に	自然との共生事業	河川及び里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・里山・林道及び河川の堆積土による危険個所の確認 ・河川浚渫等による残土処理場の提供又は提案 ・各区及び隣接地域・村と連携した獣害対策の実施 	各区 南山城村	連携	○	○	
		森林及び耕作放棄地の現状確認と改善対策	<ul style="list-style-type: none"> ・里道・林道の現状と耕作放棄地の現状確認パトロール ・財産区有林を中心とした森林地域の巡視散策会 	農業委員 財産区		○	○	
		自然環境保全啓発事業	自然環境保全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ拾い美化運動参加要請とポイ捨禁止の呼びかけ ・財産区有林の地域住民の財産であることの周知 ・ホテル生息地の保全の啓発と自然観察会の実施 	各区 財産区 小PTA	連携	○	○
島ヶ原地域内の観光資源の保全・改善と観光の振興								
地域ふれあい・交流事業	観光資源の保全と改善	地域の歴史遺産の保全と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的遺産の保全及び周辺道路等の環境整備 ・伝統行事・伝統文化の保存及び継続事業への支援 ・和銅の道・大和街道と正月堂・鶴宮神社及び島ヶ原駅 ・島ヶ原温泉等を一体とした観光ネットワークの整備 	各区 観光振興 会 商工会	連携	○	○	○
		(財)しまがはら郷づくり公社への支援及び連携	<ul style="list-style-type: none"> ・島ヶ原温泉「やぶつちやの湯」の存続へ向けた(財)しまがはら郷づくり公社による運営への支援 	(財)郷公社		○	○	
		地域観光のサポートと滞在希望者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・観光者サポーターの育成及び育成事業への支援 ・空き家を利用した観光・居住体験のための施設の確保 	観光振興 会		○	○	
地域ふれあい・交流事業								
ふれあい・交流事業	地域外からの来訪者とふれあいうい機会支援	「竹灯りの宴」への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・島ヶ原温泉「やぶつちや」のイベントへの支援 			○	○	○
		地域以外からの来訪者に対するサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・正月堂修正会等歴史的行事における来訪者サポート ・空き家への移住希望者の滞在体験等への支援 			○	○	○

安全防災分野

安全防災分野のまちづくりの目標

～急速に進む人口減少と高齢化に対応して
地域住民の安全、安心な生活環境の確保～

まちづくり基本計画

急速に進む高齢化・少子化による人口減少に対応し、地域住民の安全、安心な生活環境を守っていくためには、あらゆる地域活動に、より多くの地域住民の参加が欠かせません。全ての施策は住民参加型を軸に、地域の人々が共感できる活動を基本方針とします。

安全防災分野においては、平素から各区防災会や消防団との連携・協力(協働)による訓練の実施、学習会の開催や情報共有のためのルールづくり、交通安全協会・防犯協会・更生保護女性の会・警察駐在所及び小中学校PTAや保育所保護者会とも連携した交通・防犯・防災及び防火についての啓発活動など、地域の人々が共感して参加できる施策を基本とした活動を進めます。

現状と課題

島ヶ原地域は、JR 関西線を境に、北に山を背負った四つの集落と、木津川に沿った四つの集落で構成され、前者は過去に土石流による大きな被害を蒙り、現在も土石流危険渓流や地すべり危険箇所を抱えています。後者は木津川の増水による氾濫被害が数年ごとに発生し、国道163号での交通事故や狭隘な県道より通学路の安全が脅かされています。

また、近年中での発生が危惧されている東南海地震や、木津川断層による地震についても、地域としての災害時対策が大きな課題となっています。

以上の状況から、島ヶ原地域まちづくり協議会として「輝きプラン」「輝きプランII」の施策で実行してきた活動を、今後も継続していくとともに、新たな「基本方針の理念」を組み入れた以下の課題に積極的に取り組んでいきます。

- ① 「自然災害対策では、防災・減災・災害弱者対策を軸に、災害被害軽減のための対策」
- ② 「防火対策では、火災ゼロを地域目標に、予防消防・火災発生時消防・被災者救援の対策」
- ③ 「交通安全対策では、交通事故のない島ヶ原を目標に、施設改善・交通弱者への対応策」
- ④ 「防犯対策では、安心・安全な地域を目標に、婦女子の被害監視、通学児童への安全見守りを軸に対応策」
- ⑤ 「安全基盤の整備では、道路・通信・標識などの整備を目標に、通学路の整備(県道観菩提寺線島ヶ原大橋付近整備)の要請・防災無線の更新等」

各種施策(別紙のとおり)

安全防災分野各種施策一覧表

目標	基本方針		事業主旨		事業内容・事業主体			実施時期	
	事業名	地域(住民)	協働	行政	短期	中期	長期	備考	
急速に進む人口減少と高齢化に対応して地域住民の安全	自然災害対策(目標 災害被害の軽減)								
	防災拠点対策	各地域の位置関係に対応した一時避難所や防災拠点の確立	自主防災組織との協議と協働 ・地域別ハザードマップの作成	自主防	資料提供 連携	○	○		
	非常時の通信手段確保	孤立した際に情報を対策本部へ発信するための通信手段の確保	・インターネット、スマートフォン等による通信手段の確立 ・各世代が共通して活用できるマニュアルの発信		連携	○	○		
	災害必需品の周到準備	災害時一次持出、二次持出品リスト作成へ向けた資料配布	・被災経験者・他地域での対応等の情報の発信	被災地域 他自治協	情報提供	○	○		
	大規模災害発生時の初期活動	震災体験の情報を生かし自分の命を守る行動	・震災体験者等からの情報講演会の開催 ・地震発生時の防災訓練の実施	自主防	情報提供 連携	○	○		
	自主防災組織の整備	初期活動・救急救命活動のための組織整備 備防災資材の備蓄	・公的支援が来るまでの自助・共助・コミュニティの確立	自主防 消防団	連携	○	○		
	二次災害対策	大規模災害発生後の火災の発生や、その後のインフラ整備の対応	・状況に応じたマニュアルの作成と訓練の実施 ・既設設備(防火水槽・消火栓・災害時協力井戸等)整備の充実	自主防	連携	○	○		
	災害弱者対策	高齢者・障害者・独居老人へのサポート 児童通所・通学時の対応	・小規模ネットワークの活用(隣組の重要性の確立) ・行政・社協(民生)、自治会、自治協、老連による5者 連合協議会の確立 ・保育所・学校・保護者の災害発生時対応研修会実施	自主防 民生 学校PTA 保育	連携	○	○		
	防災対策(目標 火災ゼロ地域)								
	予防消防の徹底	防火設備の徹底検証 火災報知器、消火器の普及(目標 100%)	・防火水槽・消火栓及び自主防所有の防火備品の検証 ・家庭用火災報知器、消火器の普及促進の広報活動	自主防 消防団	連携	○	○		
火災発生時の初期消火技術の向上	自主防災会、消防団との協働	・自主防災会、消防団の組織力の活用 ・防火消火訓練の開催	自主防 消防団	連携	○	○	○		
火災発生時の安全対策	避難経路の確認 避難困難者の把握と救援活動	・避難経路の事前検証 ・避難困難者の事前確認 ・地域による救援活動等の検証及びマニュアル作成	自主防 消防団		○	○	○		
安心な生活環境の確保									

安全防災分野各種施策一覧表

目標	事業主旨		事業内容・事業主体		実施時期		備考	
	基本方針	事業名	地域(住民)	協働	行政	短期		長期
急速に進む人口減少と高齢化に対応して	交通安全対策(目標 交通事故のない島ヶ原)		危険個所の点検	要注意個所の洗い出しと安全設備の充実	・地域住民・小中PTA・交通安全協会等からの情報収集 ・青パト車による交通安全パトロールの実施	各区 小中PTA 公安協会	連携	○
	交通弱者対策		高齢者への交通安全意識の高揚 児童・小学生への交通安全意識の周知及び高揚	・セニアカー安全教室、各区サロン等への出前教室開催 ・保育所・小学校での交通安全教室開催	各区・民生 安協・保育 小中学校			○
	警察及び交通安全協会との共同活動の強化		公道・集落での巡回広報活動	・青パト車による啓発活動 ・通学路の危険個所における見守り及び啓発活動	警察・安協 区長会 小中PTA			○
	防犯対策(目標 安心・安全な地域)							
地域住民の安全 安心な生活環境の確保	高齢者防犯啓発活動	各種特殊詐欺等についての啓発の徹底 地域巡回による啓発活動	・敬老福祉大会・サロン活動での特殊詐欺事件等啓発 ・青パト車による啓発活動	防犯協会 警察 島老連	連携		○	
	婦女子の被害監視の徹底	地域全体での見守り活動の強化	・各地区での被害情報及び不審者情報の収集 ・青パト車による不審者の撃退	各区 更生保護 警察	連携		○	
	児童・小中学生への安全見守り	行政・警察・防犯協会との連携した防犯と見守り 青少年育成市民会議と連携した見守り	・薬物乱用防止教室等社会情勢に則した啓発の実施 ・青パト車による地域巡回	防犯協会 警察 青少年育	連携		○	
	不法投棄防止活動	産業廃棄物・家庭ごみ等の不法投棄防止(産業生活分野と協働)	・各区及び地域住民からの不法投棄情報の収集 ・青パト車による地域巡回と行政への通報	各区	連携		○	
安全基盤の整備(目標 道路・通信・標識灯の早期改善)								
道路整備	通学路の整備 県道観音提寺線島ヶ原大橋付近整備の早期実現(自治・基盤整備分野と協働)	・地域での必要性の意思統一及び地権者へ協力要請 ・国、県、市及び市議会への要請活動	小中PTA 地域団体	主体整備			○	
防災無線老朽化対策	防災無線代替設備の早期整備実現	・防災無線の現状の認識と、他地域の状況の情報の収集 ・現状の改善と代替設備の整備に向けた要請活動	各区 他自治協	主体整備			○	

文教人権スポーツ振興分野

文教人権スポーツ振興分野のまちづくりの目標

～地域の文化・歴史・自然を大切にし

ひとり一人の人権尊重と元気で心が通うまちづくり～

まちづくり基本計画

地域の過疎化に伴い、失われていく懸念のある「伝統行事」や文物について、その継承や保存のため、他と協働して取り組みます。

変容する地域の自然や環境について、その良さを共有する場を持つたり、環境保護について他と協働して取り組みます。

価値観の多様化が進む社会にあって、ベースとなる人権が尊重される地域づくりと、これからの社会を支える健全な青少年の育成に向けて他と協働して取り組みます。

スポーツの楽しさを生かした地域住民の交流の場づくりと、地域の活性化に向けて他と協働して新たなスポーツの振興に取り組みます。

現状と課題

これまで、文化伝承・人権啓発・青少年育成・スポーツ振興に関連する事業に取り組んできました。

文化伝承の取り組みの中、その成果物として「島ヶ原伝説マップ」や「島ヶ原の伝統行事 DVD」がありますが、今後様々な場での発信が必要です。また、「ヒストリーウォーク」のように地域の貴重な文物について古老や研究者から聴く場も持ちましたが、一過性のものとならないように、今後も情報収集や保存の取り組みを反復継続していくことが大切です。

地域の自然や環境に関する事業にも取り組み、過去の自然災害の脅威に学ぶ「28災害の記録写真」の冊子を作成しましたが、災害体験者が減る中、その伝承方法が問われています。また、地域の山野が荒れていく中、伐採や埋め立てなど地域の開発計画等には「地域にとってより良い自然環境」の視点から対応する取り組みが必要です。

人権懇談会や研修会、人権の集いなど様々な主催者の取り組みに参加しています。かつて人権無視の最たるものの観点から、戦争体験者から話を聞く「平和学習」に取り組んできましたが、とりわけ若い世代の心の中に入って行きやすい方法を考えながら企画する必要があります。児童生徒の人権作文や標語・ポスターなどへの応募も継続していますが、様々な人権に関する知識から行動へとつながるような大人自身のスキルアップも待たれます。

青少年の育成については、当分野の取り組みは不十分で課題を残しています。成人年齢を18歳に引き下げる民法改正が進む中、今後、まちづくり協議会の他の分野と連携、他との協働により、青少年の育成を目的とした事業に取り組み、仲間意識の醸成や社会性を身につける場づくりが必要です。

スポーツの推進については、これまで「体育まつり」や各種競技大会など各関係団体と協働して取り組んできました。まちづくり協議会内に新たに組織されたスポーツ振興部会を中心に、各地区の若手委員を核とした活動をさらに推進するとともに、健康の増進につながる新しいスポーツの導入等、より幅広い層の住民が気軽にスポーツを楽しめる企画が望まれます。

各種施策（別紙のとおり）

文教人權スポーツ振興分野各種施策一覽表

目標	基本方針		事業主旨		事業内容・事業主体			実施時期		備考
	事業名		地域(住民)		協働		行政		短期	
地域の文化・歴史・自然を大切にし ひとり一人の人權尊重と元気で心が通うまちづくり	地域の伝統行事・文物の掘り起こし・記録・承継、地域の環境保護・承継		伝統行事等への参画と支援		各區(旧家) 寺院・神社 觀光振興會		連携		○	○
	伝統行事や文化等の掘り起こしと継承事業		伝統的文化及び歴史的文物の掘り起こし		各區(旧家) 寺院・神社		資料提供		○	○
	自然・風物の保持・継承		伝統行事と地域文化の広報活動						○	○
			変容する地域の自然や風物の実態把握		<ul style="list-style-type: none"> ・地域における動物の生態及び植物の生育状況の把握 ・地域の里山の状況把握 ・地域の自然と風物に馴染む散策の設定 		資料提供		○	○
			変容する地域の自然や風物の記録と保護		<ul style="list-style-type: none"> ・地域で継承された自然と風景の記録の作成 ・専門家による実態把握と保護活動の指導 ・失われゆく地域の風景と自然の保護活動 		資料提供 連携		○	○
	地域の文物の「良さ」探し事業		景観を含めた地域の建造物・史跡・遺跡の把握と保全活動		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史的建造物・史跡・遺跡及び景観の把握 ・専門家による歴史と史跡に関する知識の習得 ・地域の歴史的建造物・史跡・遺跡の保全活動 		資料提供 連携		○	○
		地域の建造物・史跡・遺跡及び景観の啓発活動		<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物・史跡・遺跡の住民への周知 ・地域の歴史的建造物・史跡・遺跡の地域外への広報 		觀光振興會		○	○	

文教人権スポーツ振興分野各種施策一覧表

目標	基本方針		事業主旨		事業内容・事業主体		実施時期		備考
	事業名		地域（住民）		協働		行政		
地域の文化・歴史・自然を大切にし ひとり一人の人権尊重と元気で心が通うまちづくり	人権が尊重される地域づくり、健やかな青少年の育成								
	人権啓発推進事業	人権尊重と男女共同参画についての知識の共有	人権に関する講演会・研修会への参加及び企画・開催 男女共同参画に関する研修会への参加及び企画・開催 人権研修会・人権懇談会等への参加及び企画・開催	島同推	連携			○	○
		人権尊重思想の啓発	小中学生による人権ポスター・人権作文・標語の募集 人権研修会・人権懇談会等への参加及び企画・開催	島同推	連携			○	○
	青少年の健全育成事業	青少年の健全育成を目的とした事業推進 青少年育成を目的とした機会の提供及び支援	小中学生を対象とした野外活動・校外学習の提供及び支援 青少年による各種サークル活動への支援 地域青少年の伝統文化・伝統行事への参加の支援 地域青少年の「夏まつり」「竹灯り宴」「スポーツフェス」等のイベントにおける企画・実行スタッフ参加の要請	育成協 ボランティア協				○	○
スポーツの楽しみを生かした交流の場づくり、地域づくり									
スポーツの振興事業	スポーツ団体・愛好者団体への支援 新たなスポーツの導入	各種スポーツ愛好者団体への支援 地域で導入されていないスポーツの情報収集と競技方法の習得 新しいスポーツの地域競技者育成	スポ推委 市体協 スポ推委 経験者	資料提供 指導派遣				○	○
スポーツ交流事業	地域内スポーツ大会の開催 地域外団体等との共催競技へ参加	全ての住民が参加できるスポーツフェスティバル開催 愛好者が集える種目別競技会の企画及び開催 各種競技の伊賀市等主催の競技会への参加の支援 各種競技の市内及び周辺自治体との交流協議の支援	スポ推委 市体協					○	○

島ヶ原地域まちづくり協議会規約

制定:平成 17 年3月12 日
一部改正:平成 18 年1月22 日
一部改正:平成 22 年1月22 日
一部改正:平成 23 年2月22 日
一部改正:平成 24 年5月12 日
一部改正:平成 28 年5月28 日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、島ヶ原地域まちづくり協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、島ヶ原地域(以下「地域」という。)住民を主体とする自立と協働により、日頃の住民参加によって、地域的な合意を努めつつ、地域住民の安全安心と福祉の増進に必要な効果的な事業を行うとともに、地域の自然を活かした明るく住みよいまちづくりを推進していくことを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市島ヶ原 4739 番地 島ヶ原会館内

(活動の範囲)

第4条 本会の活動範囲は地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 本会は第 2 条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 産業振興活動
- (3) 生活改善活動
- (4) 環境保全活動
- (5) 安全・防災活動
- (6) 人権啓発活動
- (7) 青少年育成活動
- (8) 文化伝承活動
- (9) スポーツ推進活動
- (10) 交流活動
- (11) 広報宣伝活動
- (12) その他目的達成のために必要な事業

2 本会は、前項に定める事業のほか、伊賀市との間で締結した「まちづくりに関する基本協定書」に基づく委任業務(別に定めるガイドライン(別表1))並びに指定管理業務等を行う。

第2章 組 織

(会員)

第6条 本会の会員には、地域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば誰でもなることができる。なお、会員は、意思表示をもって登録するものとする。

2 団体会員のうち、区(自治会)は、島ヶ原地域まちづくり協議会の運営に関して、中心的な役割を担う会員である。

3 その他会長が必要と認める者

4 会員は、広い視野に立って、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加しなければならない。

5 会員は、お互いに連携・協力しながら、まちづくりに参加しなければならない。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名
- (6) 相談役 若干名
- (7) 事務局次長 1名

2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。

なお、選出方法については、別途定める役員選出規定による。

3 会長は、複数の副会長の会長代理順位を定め、運営委員会の承認を得るものとする。

また、代行順位位の者を「会長代行」に指定することができる。

4 事務局長及び会計は、総会の同意を得て会長が任命する。

5 相談役及び事務局次長は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の職務)

第8条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

また、会長代行は、会長の命により特命事業を総理することができる。

4 事務局長は、本会の事務を総括する。

5 会計は、本会の会計事務を処理する。

6 監事は、本会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

7 相談役は、本会の重要会務に関わる諮問に応じる。

8 事務局次長は、本会の事務及び特命業務の事務を行う。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期中において当該役員が自治会又は団体等を代表する者の場合は、その代表者の職を退いたときは役員の職を失う。この場合において、後任者が就任するまでの間は、前任者がその職務を遂行するものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 会長、副会長及び監事に欠員が生じたときは、運営委員会において補充・選出した者をもって充てることできる。その期間は前任者の残任期間とする。

(運営委員)

第10条 本会の運営委員は、運営委員会が推薦し、総会において選出された者とする。

2 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補充で選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員)

第11条 本会の実行委員は、会員として登録された者とする。

第3章 会 議

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、区長委員会、実行委員会(部会)及び専門委員会(以下「会議」という。)とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所及び議題について、事前に周知することを原則とする。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、役員及び会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。また、会員の3分の1以上が、協議すべき内容を明示して臨時総会開催の請求があった場合は、会長は臨時総会を開催しなければならない。

3 総会は、第13条第1項の規定にかかわらず、委任状をもって出席したものとする。

4 総会は、会長が召集する。

- 5 総会の議長は、その総会における、出席者のなかから選出する。
- 6 書記1名は議長が指名し、議事録署名人2名は出席会員のなかから選出し、議長が指名する。
- 7 書記は、総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管する。
- 8 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、監事及び運営委員の選出に関する事。
 - (3) 会計及び事務局長等の任命同意に関する事。
 - (4) 協議会の事業計画、予算、決算に関する事。
 - (5) その他、重要事項に関する事

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、事務局長及び会計をもって構成する。

- 2 役員会は、本会の管理運営事項を審議決定する。
- 3 役員会は、運営委員会に諮る事項を審議決定する。
- 4 役員会は、専門委員会に諮る事項を審議決定する。
- 5 役員会は、時間的余裕のない火急的事案を処理決定する。この場合、直近の運営委員会に報告するものとする。
- 6 役員会の座長は、会長が務める。
- 7 会長は、必要と認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、役員、区長(自治会長)、部会長、運営委員及び事務局で構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会運営の基本的な事項
 - (2) 地域まちづくり計画案の策定及び調整
 - (3) 総会に付議する事項
 - (4) 緊急を要する重要事項
 - (5) その他必要な事項
- 2 運営委員会は、会長が召集する。
 - 3 会長は、運営委員会の議長となる。
 - 4 会長は、必要あると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
 - 5 運営委員会は、緊急の事項を決議することができる。ただし、その決議事項は、次の総会に報告し、承認を受けなければならない。
 - 6 運営委員会を構成する役員及び委員は、実行委員会事業に参画することを基本とする。
 - 7 運営委員会は、会議録を作成しなければならない。

(区長委員会)

第17条 区長委員会は、区長(自治会長)をもって構成する。

- 2 区長委員会は、区(自治会)の自治に関する事項を審議決定する。
- 3 区長委員会は、まちづくりに関する基本協定書に定める必須項目事業を履行する。なお、履行にあたっては、別に定めるガイドライン(別表1)によるものとする。
- 4 区長委員会は、区長会長が委員長となり、委員を招集し会議を総括する。
- 5 区長委員会の副委員長は、区長会副会長とし委員長を補佐する。また、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 7 委員会は、まちづくりに関する必要な情報を運営委員会に報告するものとする。

(実行委員会)

第18条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、本会に実行委員会を置く。

- 2 実行委員会に次の部会を置く。

部会名	主な所管事務
広報宣伝部会	広報誌発行、ホームページ更新、情報収集、宣伝広告並びに関連事業
健康福祉部会	健康増進、福祉向上、住民相互の絆づくり(助けあいネット)並びに関連事業
安全防災部会	自然災害、火災、交通安全、防犯、災害時の後方支援並びに関連事業
産業生活部会	産業振興(地場産業、観光、地域振興事業)、生活改善(生活、環境、美化及び自然との共生事業)並びに関連事業
文教人権部会	文化伝承、人権啓発、青少年育成並びに関連事業
スポーツ振興部会	スポーツの推進、スポーツ大会の企画・運営、体力増進並びに関連事業

- 3 部会長は、部会員の中から選出された者を運営委員会で承認する。
- 4 部会には、部会員の中から選出する部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 6 部会長は、部会の議長となる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 部会員のなかから企画委員を選任し、企画委員は部会事業に関する企画、立案及び審議に参画する。
- 9 部会には、部会長、副部会長及び企画委員をもって企画会を構成し、実行委員会の会議に替えることができる。
- 10 部会長は、部会事業の実施にあたり、会員(部会に所属しない会員)を事業に参加させることができる。
- 11 部会長は、必要あると認めるときは、部会員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。
- 12 部会の活動状況並びに活動予定を、直近の運営委員会に報告するものとする。

(部会間の調整)

第19条 部会間の調整は運営委員会が当たることとする。ただし、部会相互の協議により、協力する場合はこの限りではない。

(専門委員会)

第20条 専門委員会は、専門的な事業の企画、立案及び審議を迅速且つ効果的におこない、その内容を運営委員会に提出する。

なお、緊急的な事案は、会長の承認を得て処理し、直近の運営委員会に報告し承認を得るものとする。

- 2 専門委員会の委員は、運営委員会を構成する役員及び委員を基本とする。
- 3 専門委員会に次の委員会を置く。

委員会名	所管事項
地域振興委員会	農林(鳥獣害対策を含む。)、土木、商工、観光
安全生活委員会	防災、交通安全、防犯、上水道、下水道、環境整備
福祉健康委員会	助け合い啓発、高齢者福祉、健康管理
人権文教委員会	人権啓発、教育、公民館活動、青少年育成、文化・芸術・文化伝承、生涯スポーツ
特別委員会	会長が必要と認める事項

- 4 委員会は、委員のなかから委員長を互選し、委員長は座長を務める。
- 5 委員長は、必要あると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることが出来る。

第4章 財 務

(会計)

第21条 本会の運営等に要する経費は、会費、交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第22条 会費の取扱いについては、役員会で検討し総会において決定する。

第5章 その他

(情報等の公開)

第23条 本会の会議等は、公開を原則とし、事業計画、予算、決算についても、会員に広く周知するものとする。

- 2 会員は、本会の会計帳簿及び議事録の閲覧を事務局長に申請することができる。
- 3 前項の規定による閲覧申請があった場合は、事務局長は会長の許可を得て、請求に係る帳簿あるいは書類作成者等の関係者立会いの上、閲覧させなければならない。
- 4 会長は、定期的な本会の活動内容等について、会員に広報しなければならない。

(個人情報の保護)

第24条 本会の会員は、本会の事業を通じて知り得た個人情報の保護を厳守する。

(男女共同参画)

第25条 本会は、まちづくり事業への女性の参画を積極的に促進する。

(実費支弁、必須項目実施費、役員等報酬)

第26条 役員及び委員の活動は、原則として無報酬とする。ただし、実費弁償については、別にこれを定める。

- 2 役員等に、本規約第5条第2項で、別に定めるガイドライン(別表1)の必須項目事業実施並びに職責に応じ、別に定める額を支給することができる。
- 3 区長委員会に、本規約第5条第2項で定めるガイドライン(別表1)の必須項目事業実施費として、別に定める額を支給することができる。ただし、第2項と重複支給はしない。

(規約の変更)

第27条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席会員の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第28条 本会の解散については、総会において出席会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第29条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会の決議を経て、制定または改廃することができる。ただし、直近の総会において報告しなければならない。

付則(平成17年3月12日)

- 1 この規約は、平成17年3月12日から施行する。
- 2 役員の任期については、第9条の規定にかかわらず、平成17年度に選出された役員の任期を平成19年度総会までとする。
- 3 平成17年度の会計年度については、第16条第2項の規定に関わらず、本会設立日から平成18年3月31日までとする。

付則(平成18年1月22日) この規約は、平成18年4月1日から施行する。

付則(平成22年1月22日) この規約は、平成22年4月1日から施行する。

付則(平成23年2月22日) この規約は、平成23年4月1日から施行する。

付則(平成24年5月12日)

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第7条第2項の役員選出規程については、平成24年12月末までに制定する。
- 3 役員の任期については、第9条の規定にかかわらず、平成23年度に選出された役員の任期を平成25年度総会までとする。また、平成24年度に補充選出された副会長(区長会長)の任期を平成25年度総会までとする。
- 4 運営委員の任期については、第10条の規定にかかわらず、平成23年度に選出された運営委員及び平成24年度に補充選出された運営委員の任期を平成25年度総会までとする。

付則(平成28年5月28日) この規約は、平成29年4月1日から施行する。

島ヶ原地域まちづくり協議会役員選出規程

平成 24 年 12 月 20 日制定

平成 27 年 3 月 4 日一部改正

第1章 会長の選出

(選挙管理委員会の設置と組織・職務)

第 1 条 島ヶ原地域まちづくり協議会規約第 7 条第 2 項に定める役員選出に関わる事務管理のため、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員は事務局員が行い、委員長は事務局長(または、事務局次長)が執る。
- 3 選挙管理委員会の設置は 2 年に一度の改選期とし、年度末 30 日以前に組織する。
- 4 選挙管理委員会は次の職務を行う。(様式1)
 - (1) 立候補者の氏名、年齢、住所その他必要な事項を会員に告示
 - (2) 立候補者の受付、選挙事務、選挙結果の告示
 - (3) その他選挙に必要な事項

(資格と届出)

第 2 条 会長になろうとする者(以下「候補者」と言う。)は規約第 6 条に定める会員で、島ヶ原に住民登録をし、運営委員会を構成する委員を 1 ケ年度以上経験した者とする。

- 2 立候補の届出は、告示期間内に住民票写しを添えて選挙管理委員会に届け出る。
- 3 候補者は 5 名の会員の推薦人署名を添えて届け出る。(様式 2)

(選挙)

第 3 条 立候補者が複数の場合は、指定場所において選挙を行う。

- 2 選挙は規約第 6 条に定める会員で行う。
- 3 立会演説会、投票、開票作業はすべて公開とする。

(立会演説会)

第 4 条 指定場所において、会員が参集のもと立会演説会を開催する。

- 2 立会演説会は、各候補 10 分以内とする。
- 3 候補者の演説内容について質問等は行わない。

(投票)

第 5 条 立会演説会終了後、直ちに投票を行う。

- 2 投票は単記、無記名とする。

(開票)

第 6 条 投票終了後、直ちに開票を行う。

- 2 開票作業は選挙管理委員会が行う。

(当選者の確定)

第 7 条 下記の者を当選者とし、直近の総会で会長に選出する。

- (1) 選挙による当選者(得票数が同数の場合はくじ引きにより決定する。)
- (2) 候補者が複数に及ばなかった場合の無投票当選者
- (3) 立候補者がいない場合は、選挙管理委員会はその旨告示を行い、運営委員会で推薦した者

第2章 副会長の選出

第 8 条 規約第 7 条第 3 項の定めにより、役員会で推薦し運営委員会で承認を得たのち直近の総会で選出する。

第3章 監事の選出

第 9 条 規約第 7 条第 2 項の定めにより、運営委員会で推薦したのち直近の総会で選出する。

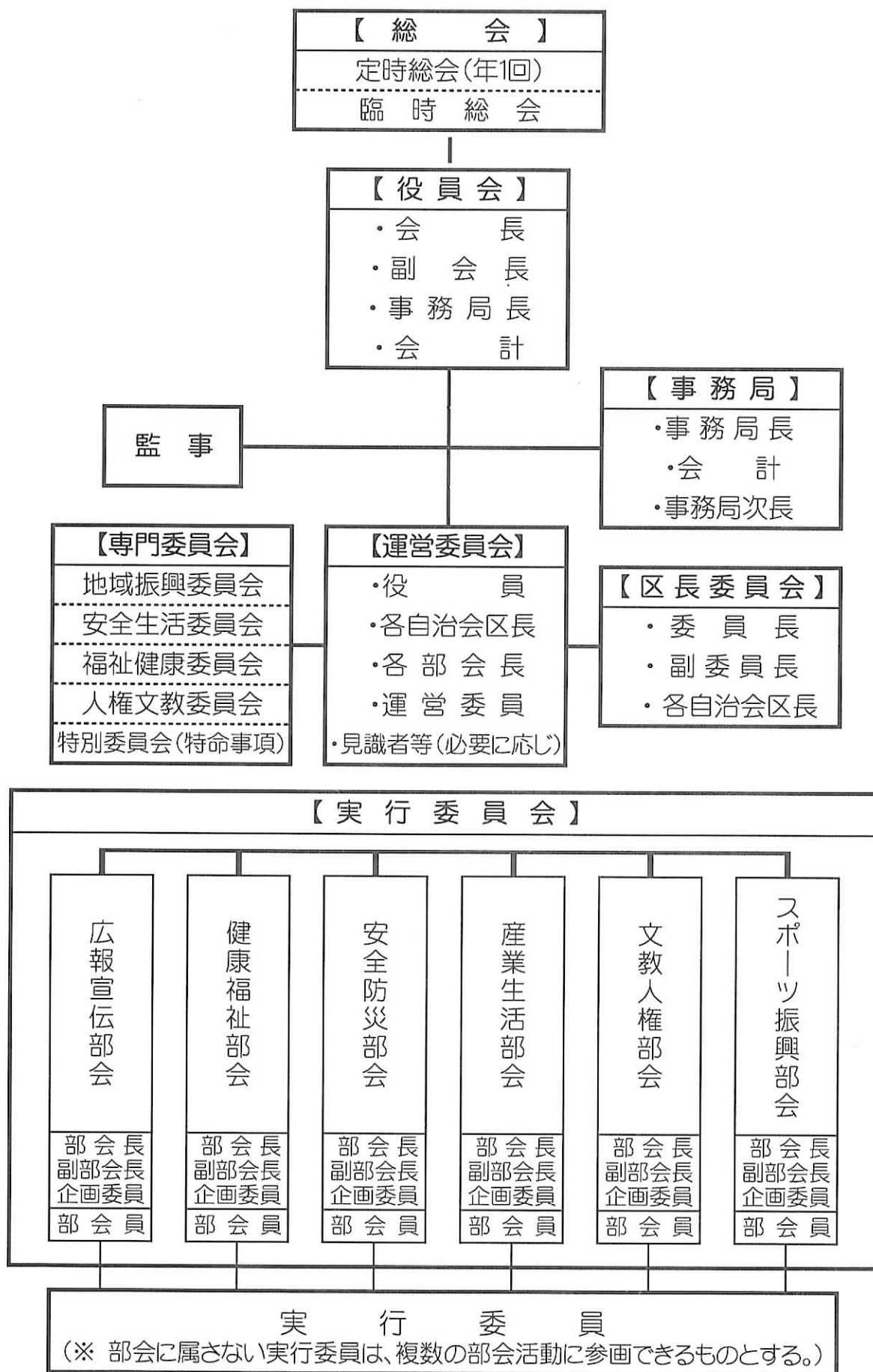
第4章 規程の改正

第 10 条 この規程は運営委員会の承認により改正することができる。

付則 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

付則(平成 27 年 3 月 4 日) 一部改正 この規程は、平成 27 年 3 月 4 日から施行する。

島ヶ原地域まちづくり協議会組織図



島ヶ原地域まちづくり協議会構成団体・構成員名簿

島ヶ原地域まちづくり協議会構成団体及び構成員体等		構成員数	実行委員登録者数 ()は複数兼任登録
自治会			
自治会	大道区 (157人)	48世帯	5
	奥村区 (147人)	48世帯	5
	中村区 (287人)	85世帯	5
	町区 (527人)	163世帯	7
	山菅区 (111人)	31世帯	4
	川南区 (573人)	164世帯	9
	中矢区 (249人)	83世帯	7
	不見上区 (179人)	66世帯	4
住宅地区(山菅区に含む)		8世帯	
8区+1地区(2,230人) (平成29年9月30日現在)		696世帯 (平成30年9月25日現在)	45
団体加入			
伊賀市島ヶ原地区市民センター			2(1)
伊賀市島ヶ原財産区管理会		7	1(1)
伊賀市社会福祉協議会島ヶ原地域センター			2
伊賀市消防団島ヶ原分団		86	2
伊賀市交通安全協会島ヶ原支部			5(1)
伊賀市防犯協会島ヶ原支部			2(1)
島ヶ原地域福祉推進委員会		13	6(6)
民生・児童委員会		10	2
島ヶ原小学校PTA		児童67	1
島ヶ原中学校PTA		生徒57	1
島ヶ原保育所保護者会		児童44	1(1)
島ヶ原老人クラブ連合会		772	1
更生保護女性の会		53	1
伊賀市商工会島ヶ原支部		68	4(2)
島ヶ原観光振興会			1(1)
島ヶ原地域ボランティア協議会			1
島ヶ原風おこし協議会		43	11(9)
島ヶ原村民芸術「蜜の木」			2
島ヶ原文化サークル連絡協議会			1
財団法人しまがはら郷づくり公社			1
伊賀ふるさと農業協同組合島ヶ原支店			1
島ヶ原郵便局			1
OKオートキャンプ場			1
22団体			51(23)
個人加入			
保護司		2	2(1)
人権擁護委員		2	
行政相談員		1	1(1)
社会教育指導員		1	1
スポーツ推進委員		3	2
公募個人加入			8
			14(2)



E-meil : shimakyo@ict.ne.jp
HP : ict.easymyweb.jp/member/shimakyo/